

積立貯蓄解約届

(兼 スーパー定期への切替依頼書)

三井住友信託銀行あて

勤務先番号	ご勤務先	加入者番号(従業員番号) ※右詰	記入日
			年 月 日
フリガナ			
ご住所	(〒 -) (電話 - -)		
フリガナ	生年月日		お届印 (印鑑届を未提出の場合は印鑑届・本人確認書類と共に提出下さい)
お名前	昭和 平成 年 月 日		
解約理由	<input type="checkbox"/> ご退職 << 退職予定日: 年 月 日 >> <input type="checkbox"/> 任意解約		
お手続き内容	<input type="checkbox"/> 中途解約し「積立貯蓄用」普通預金へ入金 最終天引き後に所定の中途解約利率(裏面ご参照)を適用し解約致します。 <input type="checkbox"/> 一般のスーパー定期へ切り替え 「積立貯蓄」の定期預金契約からの一般のスーパー定期預金*へ切り替えます。 「積立貯蓄」の金銭信託契約を解約し、三井住友信託銀行の普通預金に入金します。 ※切り替え後のスーパー定期預金契約: 満期日は、「積立貯蓄」の定期預金契約の満期日と変更ありません。 満期案内を、お届けのご住所に送付します。		
ご勤務先 記入欄	下記の□に必ずレ点をつけてください。最終積立については、日付をご記入いただき種別を選択ください。 <input type="checkbox"/> 最終積立 月 日 / 種別《 給与・賞与 》 <input type="checkbox"/> 現在積立なし ※書類受付日等によっては、翌月分の控除額明細書・控除データに情報が残ることがありますので、適宜、確認・修正をお願いいたします。		

☆「積立貯蓄用」普通預金および三井住友信託ダイレクトについて

積立貯蓄のご解約後、「積立貯蓄用」普通預金は一般の普通預金としてご利用いただけます。また、三井住友信託ダイレクトもそのままご利用いただけます。なお、普通預金および三井住友信託ダイレクトの解約をご希望のお客さまは、積立貯蓄のご解約手続き完了後にお取引店またはテレフォンバンキングへお問い合わせください。

☆三井住友信託ビジネスアドバンテージサービスについて

積立貯蓄をご解約された後、サービスは自動的に解約されます。

----- (銀行使用欄) -----

手続日	年 月 日	法人事務センター	
取引店	<input type="checkbox"/> 大阪本店営業部	店番(020)	検印 担当
	<input type="checkbox"/> 本店営業部	店番(410)	
	<input type="checkbox"/> () 支店	店番()	
普通預金口座番号			積立中断
名義番号			
最終積立(チェック要)		検印	印鑑照合 受付
<input type="checkbox"/> 最終積立 () 月 給与・賞与 <input type="checkbox"/> 控除データ修正依頼済 <input type="checkbox"/> サポーター確認済 <input type="checkbox"/> 定例先・その他 <input type="checkbox"/> 積立なし		検印	担当

【ご解約のお手続きについて】

- ☆ 解約金は当社の「積立貯蓄用」普通預金へ振込いたします。
- ☆ 積立貯蓄は「金銭信託」と「スーパー定期」の組み合わせ商品であり、ご解約お手続きはそれぞれ次のようになります。

<金銭信託>

金銭信託口座は解約扱いとなります。

金銭信託口座の開設日から7年未経過のとき解約手数料がかかりますが、金銭信託の元本が割れることはありません。

<定期預金>

解約資金のお受取りをご希望のとき、中途解約扱いとなり中途解約利率を適用します。

解約をせずに継続をご希望のとき、普通預金取引店のスーパー定期へ切替えます。

「約定利率」・「満期日」・「適用税率」はそのまま継承して満期日までお預かりします。

【スーパー定期の中途解約利率】

預入期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率 ただし、普通預金の利率が約定利率の10%を上回る ときは、約定利率×10%を上回らないものとします。
6か月以上1年未満	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
1年6か月以上2年未満	約定利率×10%
2年以上2年6か月未満	約定利率×30%
2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
3年以上4年未満	約定利率×50%
4年以上5年未満	約定利率×70%

【金融商品販売法に基づく重要事項】

対象商品名	重要事項
自由金利型定期預金(M)型	この預金は、預金保険制度の対象です。この預金は預入日の1年後の 応当日の前日まで原則解約できません。なお、やむを得ないご事情の ためお客様から解約のお申し出があり、当社でこれを認めたときは応 ずることがあります。
定期預金等は、期間を定めた商品であり、中途解約できない期間がございますので、一定の余裕資 金でお預け入れください。 自動継続の場合、満期日の前営業日までにご連絡がない場合、満期日に自動継続いたします。	